

堺市公報 第 66 号	平成 31 年 4 月 12 日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市内バス運行連絡協議会規則を廃止する規則 【建築都市局交通部公共交通課】	3
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	4
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【市民人権局人権部人権企画調整課】	4
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【文化観光局文化部文化財課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称 変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在 地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	19
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	23
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	24
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	26
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	27
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	30
○子ども・子育て支援法第 41 条及び第 53 条の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	32
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について	

【産業振興局農政部農水産課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

<公告>

○堺市立人権ふれあいセンターの開館時間、休館日、利用時間及び利用料金について

【市民人権局人権部人権企画調整課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

○堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日について

【市民人権局人権部人権企画調整課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について

【上下水道局下水道部下水道事業調整課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

## 規 則

堺市内バス運行連絡協議会規則を廃止する規則を公布する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第 39 号

### 堺市内バス運行連絡協議会規則を廃止する規則

堺市内バス運行連絡協議会規則（昭和 53 年規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正）
- 2 堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成 17 年規則第 120 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

## 告 示

堺市告示第 1 3 4 号

堺市市税条例（昭和 4 1 年条例第 3 号）第 1 7 条第 2 項第 3 号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成 3 1 年 1 月 1 日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第 1 7 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

法人の名称	法人の所在地
社会福祉法人 宏和会	堺市堺区京町通 1 番 21 号

堺市告示第 1 3 5 号

堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

1 委託する歳入の種類

堺市と J S A グループ（構成団体：一般財団法人堺市人権協会、公益財団法人堺市就労支援協会、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺）との間で締結した堺市立人権ふれあいセンター指定管理者協定書（基本協定書）第 67 条に基づき徴収する堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金

2 委託する期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区協和町 1 丁 1 番 23 号

氏名 堺市立人権ふれあいセンター指定管理者

J S A グループ

構成団体  
一般財団法人堺市人権協会  
公益財団法人堺市就労支援協会  
特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

~~~~~

堺市告示第 1 3 6 号

堺市立町家歴史館入館料及び冊子等売払収入徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 委託する歳入の種類  
堺市立町家歴史館入館料及び冊子等売払収入
- 2 委託する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 3 受託者の住所及び氏名  
住所 堺市堺区砂道町 1 丁 8 番 15 号  
氏名 株式会社 井上設備サービス  
代表取締役 竹村 匡史

~~~~~

堺市告示第 1 3 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
みさきファミリー クリニック	堺市中区深井畑山町 254-5	平成 31 年 2 月 1 日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
さくら矯正歯科堺 分院	堺市堺区北三国ヶ丘町 1-1-16 レディデ ンツヨネダ C 棟 18 号室	平成 31 年 3 月 1 日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
トヨカワ薬局	堺市西区鳳東町 5-423-7	平成 31 年 2 月 1 日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護のナーシ ング堺石津	堺市堺区菅原通 5-37 第 2 阪田ハイツ 203 号	平成 30 年 11 月 21 日
あみていえ訪問看 護ステーション	堺市堺区昭和通 3-43-27	平成 31 年 3 月 1 日
訪問看護ステーシ ョンきらく	堺市東区白鷺町 3-1816-4	平成 31 年 3 月 1 日

堺市告示第 138 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
みさきファミリークリニック	堺市中区深井畑山町 254- 5	平成 31 年 1 月 31 日

2 歯科

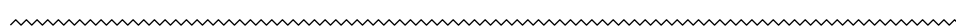
名称	所在地	廃止年月日
北條歯科医院	堺市西区鳳東町 3 -306	平成 31 年 3 月 1 日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
トヨカワ薬局	堺市西区鳳東町 5 -423- 7	平成 31 年 1 月 31 日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションきらく	堺市美原区小寺 25- 1	平成 31 年 2 月 28 日



堺市告示第 139 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号(中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
银杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール 2 階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北 2 階	平成 31 年 4 月 1 日
サルース薬局	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール B 館 1 階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北 B 館 1 階	平成 31 年 4 月 1 日

堺市告示第 140 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号(中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日



介護予防居宅療養管理指導	山本薬局	堺市堺区車之町東1-1-1	平成31年1月1日
--------------	------	---------------	-----------

堺市告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年4月12日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	北條歯科医院	堺市西区鳳東町3-306	平成31年3月1日
居宅療養管理指導	吉野歯科医院	堺市南区三原台1-2-3	平成27年2月5日
介護予防居宅療養管理指導	吉野歯科医院	堺市南区三原台1-2-3	平成27年2月5日
居宅療養管理指導	有限会社おとり薬店 トヨカワ薬局	堺市西区鳳東町5-423-7	平成31年1月31日
介護予防居宅療養管理指導	サルス薬局	堺市南区原山台2-2-1 ガーデンシティ梅 3階	平成28年8月31日
居宅療養管理指導	サルス薬局	堺市南区原山台2-2-1 ガーデンシティ梅 3階	平成28年8月31日

訪問介護	訪問介護ステーション ひがしやま	堺市中区東山 719-1	平成22年 7 月 31 日
居宅介護支援	居宅介護支援事業所ひ がしやま	堺市中区東山 719-1	平成22年 7 月 31 日
訪問介護	エルケア株式会社 エ ルケア深井ケアセン ター	堺市中区深井清水町 4022-2 淀川深井ビル 2 号館	平成31年 2 月 28 日
居宅介護支援	かさねケアプランセン ター	堺市南区鴨谷台 2-5- 1 光明センタービル 305 号	平成25年 1 月 31 日
特定介護予防福 祉用具販売	ライフハーモニー堺な かもず	堺市北区百舌鳥梅町 1 -4-12 コバショウビ ル 4 階	平成31年 3 月 31 日
特定福祉用具販 売	ライフハーモニー堺な かもず	堺市北区百舌鳥梅町 1 -4-12 コバショウビ ル 4 階	平成31年 3 月 31 日
介護予防福祉用 具貸与	ライフハーモニー堺な かもず	堺市北区百舌鳥梅町 1 -4-12 コバショウビ ル 4 階	平成31年 3 月 31 日
福祉用具貸与	ライフハーモニー堺な かもず	堺市北区百舌鳥梅町 1 -4-12 コバショウビ ル 4 階	平成31年 3 月 31 日
訪問介護	ライフハーモニー堺な かもず	堺市北区百舌鳥梅町 1 -4-12 コバショウビ ル 4 階	平成31年 3 月 31 日

堺市告示第 1 4 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅介護支援	介護支援センターアップケア	アップケア美原ケアプランセンター	堺市美原区小寺 69-8	平成 31 年 3 月 1 日
介護予防通所サービス	まごのてデイサービスセンター	アップケア美原デイサービス	堺市美原区小寺 69-8	平成 31 年 3 月 1 日
地域密着型通所介護	まごのてデイサービスセンター	アップケア美原デイサービス	堺市美原区小寺 69-8	平成 31 年 3 月 1 日
訪問介護	アップケアサービス	アップケア訪問介護サービス	堺市美原区小寺 69-8	平成 31 年 3 月 1 日
介護予防訪問サービス	アップケアサービス	アップケア訪問介護サービス	堺市美原区小寺 69-8	平成 31 年 3 月 1 日
介護予防訪問サービス	晴れる家 4 号館ヘルパーステーション	やすらぎ倶楽部ヘルパーステーション浅香山	堺市堺区香ヶ丘町 1-4-1 太井ビル 1 階	平成 30 年 12 月 1 日
訪問介護	晴れる家 4 号館ヘルパーステーション	やすらぎ倶楽部ヘルパーステーション浅香山	堺市堺区香ヶ丘町 1-4-1 太井ビル 1 階	平成 30 年 12 月 1 日

堺市告示第 143 号

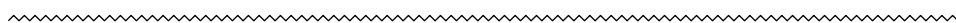
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年4月12日

堺市長 竹山修身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問リハビリテーション	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
介護予防訪問看護	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
居宅療養管理指導	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
通所リハビリテーション	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日
訪問看護	医療法人銀杏会 銀杏会クリニック	堺市南区原山台 5-9-5 クロスモール2階	堺市南区原山台 5-9-5 アクロスモール泉北2階	平成31年4月1日

介護予防居宅療養管理指導	サルース薬局	堺市南区原山台5-9-5 クロスモールB館1階	堺市南区原山台5-9-5 アクロスモール泉北B館1階	平成31年4月1日
居宅療養管理指導	サルース薬局	堺市南区原山台5-9-5 クロスモールB館1階	堺市南区原山台5-9-5 アクロスモール泉北B館1階	平成31年4月1日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションきらく	堺市美原区小寺25-1	堺市東区白鷺町3-1816-4	平成31年3月1日
訪問看護	訪問看護ステーションきらく	堺市美原区小寺25-1	堺市東区白鷺町3-1816-4	平成31年3月1日
介護予防訪問サービス	有限会社フレンド介護センター	堺市中区深井清水町3382 深井ハイツ102号	堺市中区深井北町970-14	平成31年1月11日
訪問介護	有限会社フレンド介護センター	堺市中区深井清水町3382 深井ハイツ102号	堺市中区深井北町970-14	平成31年1月11日
介護予防訪問サービス	おりーぶの森ヘルパーステーションさかい	堺市堺区出島海岸通3-3-10 エクセルビル5F	堺市堺区南半町西2-4-3	平成31年1月1日
訪問介護	おりーぶの森ヘルパーステーションさかい	堺市堺区出島海岸通3-3-10 エクセルビル5F	堺市堺区南半町西2-4-3	平成31年1月1日
居宅介護支援	ケアプランセンターおりーぶの森	堺市堺区出島海岸通3-3-10 2F	堺市堺区南半町西2-4-3	平成31年1月1日
介護予防訪問サービス	やすらぎ倶楽部ヘルパーステーション浅香山	堺市堺区今池町2-6-22	堺市堺区香ヶ丘町1-4-1 太井ビル1階	平成30年12月1日
訪問介護	やすらぎ倶楽部ヘルパーステーション浅香山	堺市堺区今池町2-6-22	堺市堺区香ヶ丘町1-4-1 太井ビル1階	平成30年12月1日



堺市告示第 1 4 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
鬼塚 亮	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町 2-1-10 第 1 ナカノマンション 101号	平成 31 年 3 月 1 日
尾崎 永典	ラクナル訪問マッサージ治療院	堺市北区黒土町 113-24	平成 31 年 1 月 4 日
白石 正崇	ラクナル訪問マッサージ治療院	堺市北区黒土町 113-24	平成 31 年 1 月 4 日
畑 久雄	畑 久雄（出張専門）	堺市北区南花田町 226 ロータリービルド南花田 117	平成 31 年 1 月 18 日
岸本 道昭	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町 2-1-10 第 1 ナカノマンション 101号	平成 31 年 3 月 1 日
江本 和隆	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町 2-1-10 第 1 ナカノマンション 101号	平成 31 年 3 月 1 日
笠松 玲子	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町 2-1-10 第 1 ナカノマンション 101号	平成 31 年 3 月 1 日
丸谷 章乃	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町 2-1-10 第 1 ナカノマンション 101号	平成 31 年 3 月 1 日

中村 広布実	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション 101号	平成31年3月1日
中村 吉宏	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション 101号	平成31年3月1日
伊藤 淳史	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション 101号	平成31年3月1日
玉置 一朗	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション 101号	平成31年3月1日
光成 秀一	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション 101号	平成31年3月1日
下之坊 厚郎	まつかわ鍼灸院	堺市西区上 470-3	平成31年3月1日
小田 晃生	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第1ナカノマンション 101号	平成31年3月1日

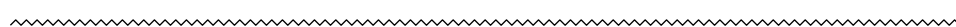
2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
村上 淳一	村上 淳一（出張 専門）	堺市中区八田北町 10-31- 21-103	平成31年4月1日
尾崎 永典	ラクナル訪問マッ サージ治療院	堺市北区黒土町 113-24	平成31年1月4日
下之坊 厚郎	まつかわ鍼灸院	堺市西区上 470-3	平成31年3月1日
櫻井 伸一	からだサポート訪 問サービス（鍼灸）	堺市北区北長尾町 1-3- 8	平成31年2月16日
櫻井 伸一	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町 2323-1	平成31年2月16日
伊藤 聖	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町 2323-1	平成31年1月1日
白石 正崇	ラクナル訪問マッ サージ治療院	堺市北区黒土町 113-24	平成31年1月4日

本多 栄洋	ライクあんまマッ サージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町 3-1- 63	平成 31 年 3 月 7 日
-------	----------------------	---------------------	-----------------

### 3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
櫻井 伸一	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町 2323- 1	平成31年 2 月 16 日
丸山 剛志	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町 2323- 1	平成 31 年 1 月 1 日



### 堺市告示第 1 4 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

### 1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
桂田 香織	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28- 6	平成31年 2 月 28 日
白石 正崇	ラクナル訪問マッサ ージ治療院	堺市北区黒土町 113-24	平成 31 年 1 月 3 日
大當 繁康	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28- 6	平成31年 2 月 28 日



武田 秀樹	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
高松 靖光	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
中村 吉宏	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
能美 保志	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
光成 秀一	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
中村 広布実	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
中島 宏明	深井鍼灸院	堺市中区深井沢町 3279 シャレード霜市 1 F	平成31年 2 月 21 日
森 千春	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
南 佳宏	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
丸谷 章乃	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
笠松 玲子	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
江本 和隆	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
岸本 道昭	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
玉谷 潤平	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
岡田 頌平	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
伊藤 淳史	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日
小田 恭兵	三国ヶ丘マッサージ 治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 -28-6	平成31年 2 月 28 日

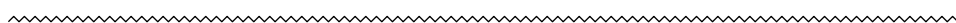
森川 達	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
篠田 恵子	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
鬼塚 亮	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
影山 奈美	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
玉置 一朗	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
河野 広明	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
小田 晃生	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日
下之坊 厚郎	まつかわ鍼灸院	堺市西区鳳東町 1-23-30	平成31年 2 月 28 日
宮成 美智代	えびす鍼灸整骨院	堺市北区百舌鳥梅町 3-10-5	平成30年 3 月 31 日
奥野 仁	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町 3832 3 F	平成31年 2 月 28 日
民部 陽子	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	平成31年 2 月 28 日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
宮成 美智代	えびす鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町 3-10-5	平成30年 3 月 31 日
下之坊 厚郎	まつかわ鍼灸院	堺市西区鳳東町 1-23-30	平成31年 2 月 28 日
中島 宏明	深井鍼灸院	堺市中区深井沢町 3279 シャレード霜市 1 F	平成31年 2 月 21 日
奥野 仁	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町 3832 3 F	平成31年 2 月 28 日
白石 正崇	ラクナル訪問マッサージ治療院	堺市北区黒土町 113-24	平成31年 1 月 3 日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
宮成 美智代	えびす鍼灸整骨院	堺市北区百舌鳥梅町 3-10-5	平成30年3月31日
中島 宏明	深井整骨院	堺市中区深井沢町 3279 シャレード霜市 1 F	平成 31 年 2 月 21 日



堺市告示第 1 4 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

介護保険事業所番号	2776300804
事業所名称	ヘルパーステーションズザック
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町東四丁 6 番 30 号 カーサ石津 103 号
指定の申請者	株式会社スザック
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市生野区田島一丁目 15 番 2 号
代表者名	豊村 南
廃止年月日	平成 30 年 10 月 31 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776301125
事業所名称	太陽ヘルパーステーション

事業所所在地	堺市西区鳳東町三丁 240 番地 6
指定の申請者	特定非営利活動法人太陽
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳東町三丁 240 番地 6
代表者名	根本 武志
廃止年月日	平成 30 年 10 月 31 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776201135
事業所名称	パートナーシップヘルパーステーション
事業所所在地	堺市東区日置荘原寺町 563 番地
指定の申請者	株式会社繁美
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区日置荘原寺町 563 番地
代表者名	辻村 渉
廃止年月日	平成 30 年 10 月 31 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776102754
事業所名称	さちくる堺・深井ケアセンター
事業所所在地	堺市中区土塔町 105 番地 20
指定の申請者	株式会社エス・ディ・エス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町 105 番地 20
代表者名	磯田 清美
廃止年月日	平成 30 年 11 月 16 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776100444
事業所名称	スーパー・コート堺白鷺訪問介護事業所
事業所所在地	堺市中区新家町 690 番 10
指定の申請者	株式会社スーパー・コート
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区西本町一丁目 7 番 7 号
代表者名	山本 健策
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776002673
事業所名称	堺三国ヶ丘やわらぎ
事業所所在地	堺市堺区向陵中町四丁 4 番地 22 号
指定の申請者	株式会社川島コーポレーション
主たる事務所の所在地	千葉県君津市東猪原 248 番地 2
代表者名	川島 輝雄
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776003531
事業所名称	よしよし訪問介護ステーション浅香山
事業所所在地	堺市堺区浅香山町二丁 4 番 9 号
指定の申請者	株式会社よしよし
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市東成区玉津一丁目 5 番 24 号
代表者名	吉松 繁民
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2770108435
事業所名称	鳳デイサービスセンター
事業所所在地	堺市西区鳳東町五丁 460 番地
指定の申請者	社会福祉法人おおとり福祉会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳東町六丁 659 番地 1
代表者名	山本 鉄也
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2766690073
事業所名称	K a t y + e 訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市美原区北余部 392 番地 2
指定の申請者	ケイティプラスイー合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区北余部 392 番地 2
代表者名	東藤 恵理子
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776300929
事業所名称	株式会社ビーゴ
事業所所在地	堺市西区菱木二丁 2218 番 3
指定の申請者	株式会社ビーゴ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区菱木二丁 2218 番 3
代表者名	濱野 光章
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日

サービスの種類	福祉用具貸与
介護保険事業所番号	2776300929
事業所名称	株式会社ビーゴ
事業所所在地	堺市西区菱木二丁 2218 番 3
指定の申請者	株式会社ビーゴ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区菱木二丁 2218 番 3
代表者名	濱野 光章
廃止年月日	平成 30 年 11 月 30 日
サービスの種類	特定福祉用具販売

~~~~~

#### 堺市告示第 1 4 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796100119                      |
| 事業所名称      | スーパー・コート堺白鷺 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 |
| 事業所所在地     | 堺市中区新家町 690 番 10                |
| 指定の申請者     | 株式会社スーパー・コート                    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区西本町一丁目 7 番 7 号          |
| 代表者名       | 山本 健策                           |

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 廃止年月日   | 平成 30 年 11 月 30 日 |
| サービスの種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  |

## 堺市告示第 1 4 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502359                         |
| 事業所名称      | ケアプランセンター あかまんま                    |
| 事業所所在地     | 堺市北区新金岡町 5 - 8 - 327 村田住宅南東 2 号    |
| 指定の申請者     | 特定非営利活動法人とも                        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町 5 - 8 - 327 村田住宅南東 2 号 |
| 代表者名       | 山田 幸夫                              |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 7 月 31 日                   |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                             |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776400703            |
| 事業所名称      | ケアセンターエコー             |
| 事業所所在地     | 堺市南区庭代台四丁 30 番 3 号    |
| 指定の申請者     | 株式会社和                 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区庭代台四丁 30 番 3 号 |



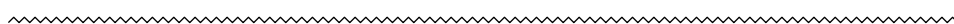
|         |                   |
|---------|-------------------|
| 代表者名    | 岡本 和雄             |
| 廃止年月日   | 平成 30 年 10 月 31 日 |
| サービスの種類 | 居宅介護支援            |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776002665            |
| 事業所名称      | サニーライフ堺三国ヶ丘 居宅介護支援事業所 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵中町四丁 4 番地 22 号  |
| 指定の申請者     | 株式会社川島コーポレーション        |
| 主たる事務所の所在地 | 千葉県君津市東猪原 248 番地 2    |
| 代表者名       | 川島 輝雄                 |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 11 月 30 日     |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776600245         |
| 事業所名称      | まごの手居宅介護支援サービス     |
| 事業所所在地     | 堺市美原区今井 448 - 1    |
| 指定の申請者     | 有限会社アーカイブジャパン      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区菩提 14 番地 3 |
| 代表者名       | 福元 美香              |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 11 月 30 日  |
| サービスの種類    | 居宅介護支援             |

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776301265       |
| 事業所名称     | 鳳ケアプランセンター       |
| 事業所所在地    | 堺市西区鳳東町五丁 460 番地 |
| 指定の申請者    | 社会福祉法人おおとり福祉会    |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳東町六丁 659 番地 1 |
| 代表者名       | 山本 鉄也                 |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 11 月 30 日     |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                |



## 堺市告示第 1 4 9 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

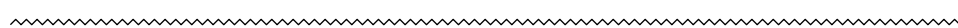
堺市長 竹 山 修 身

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766690073             |
| 事業所名称      | K a t y + e 訪問看護ステーション |
| 事業所所在地     | 堺市美原区北余部 392 番地 2      |
| 指定の申請者     | ケイティプラスイー合同会社          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区北余部 392 番地 2   |
| 代表者名       | 東藤 恵理子                 |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 11 月 30 日      |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護               |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776300929        |
| 事業所名称     | 株式会社ビーゴ           |
| 事業所所在地    | 堺市西区菱木二丁 2218 番 3 |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 指定の申請者     | 株式会社ビーゴ              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区菱木二丁 2218 番 3 |
| 代表者名       | 濱野 光章                |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 11 月 30 日    |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与           |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776300929           |
| 事業所名称      | 株式会社ビーゴ              |
| 事業所所在地     | 堺市西区菱木二丁 2218 番 3    |
| 指定の申請者     | 株式会社ビーゴ              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区菱木二丁 2218 番 3 |
| 代表者名       | 濱野 光章                |
| 廃止年月日      | 平成 30 年 11 月 30 日    |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売         |



堺市告示第 150 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、次の事業者を同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|-----|------|------|--------|-------|
|-----|------|------|--------|-------|

|                          |                |                             |                                                      |                  |
|--------------------------|----------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|------------------|
| AS 合同会社                  | 居宅介護           | 福祉サービス花<br>笑み               | 大阪府堺市堺区<br>熊野町東二丁 1<br>-18 ウインド<br>ヴァリィ 1 番館<br>301号 | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| AS 合同会社                  | 重度訪問介護         | 福祉サービス花<br>笑み               | 大阪府堺市堺区<br>熊野町東二丁 1<br>-18 ウインド<br>ヴァリィ 1 番館<br>301号 | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| プロスパー株式<br>会社            | 共同生活援助         | プロスパー株式<br>会社               | 大阪府堺市西区<br>浜寺諏訪森町西<br>四丁336- 2                       | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 医療法人 淳康<br>会             | 居宅介護           | 医療法人淳康会<br>堺近森病院訪問<br>介護事業所 | 大阪府堺市堺区<br>北清水町二丁 4<br>番 1 号                         | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 医療法人 淳康<br>会             | 重度訪問介護         | 医療法人淳康会<br>堺近森病院訪問<br>介護事業所 | 大阪府堺市堺区<br>北清水町二丁 4<br>番 1 号                         | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 一般社団法人<br>ほっと            | 生活介護           | ていーだ                        | 大阪府堺市中区<br>深井北町3436番<br>地                            | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 一般社団法人<br>蓮              | 短期入所           | 放課後等デイサ<br>ービス Ren          | 大阪府堺市南区<br>庭代台四丁43番<br>地 8                           | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 株式会社 カメ<br>リヤ・プランニ<br>ング | 生活介護           | デイサービスつ<br>ばき堺              | 大阪府堺市西区<br>山田一丁1084番<br>地 1                          | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 株式会社 カメ<br>リヤ・プランニ<br>ング | 自立訓練（機能<br>訓練） | デイサービスつ<br>ばき堺              | 大阪府堺市西区<br>山田一丁1084番<br>地 1                          | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 株式会社 ニチ<br>イ学館           | 生活介護           | ニチイケアセン<br>ターベルマー<br>ジュ堺    | 大阪府堺市堺区<br>田出井町 1 番 2<br>-100号 ベルマ<br>ージュ堺式番館        | 平成31年 4 月 1<br>日 |
| 株式会社 ニチ<br>イ学館           | 生活介護           | ニチイケアセン<br>ター深井             | 大阪府堺市中区<br>深井北町646- 2                                | 平成31年 4 月 1<br>日 |

|                    |        |               |                                      |           |
|--------------------|--------|---------------|--------------------------------------|-----------|
| 株式会社 みらいじゅ         | 就労定着支援 | みらいじゅDOORS    | 大阪府堺市堺区<br>大町東一丁1-2 ATOMIC BLD. 6F   | 平成31年4月1日 |
| 株式会社 永愛            | 居宅介護   | 故郷訪問介護ステーション  | 大阪府堺市中区<br>深井清水町3555番地 小林ビル<br>201号室 | 平成31年4月1日 |
| 株式会社 永愛            | 重度訪問介護 | 故郷訪問介護ステーション  | 大阪府堺市中区<br>深井清水町3555番地 小林ビル<br>201号室 | 平成31年4月1日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 居宅介護   | さくらそう堺        | 大阪府堺市北区<br>百舌鳥梅北町四丁197               | 平成31年4月1日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 重度訪問介護 | さくらそう堺        | 大阪府堺市北区<br>百舌鳥梅北町四丁197               | 平成31年4月1日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 居宅介護   | さくらそう堺南       | 大阪府堺市南区<br>城山台二丁2番4号                 | 平成31年4月1日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 重度訪問介護 | さくらそう堺南       | 大阪府堺市南区<br>城山台二丁2番4号                 | 平成31年4月1日 |
| 合同会社 はなさく          | 共同生活援助 | 共同生活援助事業所はなさく | 大阪府堺市美原区<br>青南台一丁目13番33号             | 平成31年4月1日 |
| 合同会社 まあーるい心        | 計画相談支援 | まあーるい心        | 大阪府堺市東区<br>日置荘原寺町46-2-207            | 平成31年4月1日 |
| 合同会社 まあーるい心        | 地域移行支援 | まあーるい心        | 大阪府堺市東区<br>日置荘原寺町46-2-207            | 平成31年4月1日 |
| 合同会社 まあーるい心        | 地域定着支援 | まあーるい心        | 大阪府堺市東区<br>日置荘原寺町46-2-207            | 平成31年4月1日 |

|                |            |                   |                                  |           |
|----------------|------------|-------------------|----------------------------------|-----------|
| 合同会社 みらい       | 重度訪問介護     | ヘルパーステーションみらいサポート | 大阪府堺市南区竹城台四丁1番5号C 2F             | 平成31年4月1日 |
| 合同会社 仁徳        | 就労継続支援（B型） | W. P. にんとく        | 大阪府堺市堺区新在家町東二丁1-23               | 平成31年4月1日 |
| 社会福祉法人コスモス     | 生活介護       | 第2おおはま障害者作業所      | 大阪府堺市堺区東湊町四丁237番1                | 平成31年4月1日 |
| 社会福祉法人みきた福祉会   | 生活介護       | みきた作業所            | 大阪府堺市南区別所1480番地1                 | 平成31年4月1日 |
| 社会福祉法人徳昇福祉会    | 就労定着支援     | 菩提の家              | 大阪府堺市東区菩提町一丁53-1                 | 平成31年4月1日 |
| 総叡株式会社         | 就労継続支援（A型） | きょうどう             | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町三丁138-1 スタシオン百舌鳥21号 | 平成31年4月1日 |
| 有限会社 甲斐町ケアサービス | 居宅介護       | 甲斐町ケアサービス         | 大阪府堺市堺区甲斐町西二丁2番35号               | 平成31年4月1日 |
| 有限会社 甲斐町ケアサービス | 重度訪問介護     | 甲斐町ケアサービス         | 大阪府堺市堺区甲斐町西二丁2番35号               | 平成31年4月1日 |

堺市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成31年4月12日

堺市長 竹山修身

| 法人名                | 事業内容   | 事業所名                | 事業所所在地                        | 廃止年月日      |
|--------------------|--------|---------------------|-------------------------------|------------|
| オリーブ 株式会社          | 居宅介護   | おりーぶの森ヘルパーステーションさかい | 大阪府堺市堺区出島海岸通三丁目3番10号 エクセルビル5F | 平成31年3月14日 |
| オリーブ 株式会社          | 重度訪問介護 | おりーぶの森ヘルパーステーションさかい | 大阪府堺市堺区出島海岸通三丁目3番10号 エクセルビル5F | 平成31年3月14日 |
| オリーブ 株式会社          | 同行援護   | おりーぶの森ヘルパーステーションさかい | 大阪府堺市堺区出島海岸通三丁目3番10号 エクセルビル5F | 平成31年3月14日 |
| 株式会社 ケア・ライフハーモニー堺  | 居宅介護   | ライフハーモニー堺なかもず       | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁目4番地12          | 平成31年3月31日 |
| 株式会社 ケア・ライフハーモニー堺  | 重度訪問介護 | ライフハーモニー堺なかもず       | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁目4番地12          | 平成31年3月31日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 居宅介護   | さくらそう堺              | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁目197           | 平成31年3月31日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 重度訪問介護 | さくらそう堺              | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁目197           | 平成31年3月31日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 居宅介護   | さくらそう堺南             | 大阪府堺市南区城山台二丁目2番4号             | 平成31年3月31日 |
| 株式会社 日本エルダリーケアサービス | 重度訪問介護 | さくらそう堺南             | 大阪府堺市南区城山台二丁目2番4号             | 平成31年3月31日 |
| 社会福祉法人コスモス         | 生活介護   | 第3おおはま障害者作業所        | 大阪府堺市堺区海山町四丁目165番地39          | 平成31年3月31日 |

|                         |                |                    |                              |                |
|-------------------------|----------------|--------------------|------------------------------|----------------|
| 社会福祉法人<br>コスモス          | 就労継続支援（<br>B型） | 第3おおはま障<br>害者作業所   | 大阪府堺市堺区<br>海山町四丁165<br>番地39  | 平成31年3月31<br>日 |
| 社会福祉法人<br>堺市社会福祉事<br>業団 | 計画相談支援         | 相談支援室えの<br>き       | 大阪府堺市西区<br>浜寺石津町東三<br>丁11番8号 | 平成31年3月31<br>日 |
| 社会福祉法人<br>堺市社会福祉事<br>業団 | 計画相談支援         | 相談支援室つぼ<br>み       | 大阪府堺市南区<br>城山台五丁1番<br>4号     | 平成31年3月31<br>日 |
| 有限会社 吉右<br>エ門           | 同行援護           | ヘルパーステー<br>ションふくふく | 大阪府堺市中区<br>東八田336番地          | 平成31年3月31<br>日 |

## 堺市告示第152号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第29条第1項の規定に基づき確認を行った特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、同法第41条第1号及び第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月12日

堺市長 竹山修身

## 1 幼保連携型認定こども園

| 名称                     | 所在地                    | 設置者                | 確認年月日         |
|------------------------|------------------------|--------------------|---------------|
| 北三国丘こども園               | 堺市堺区田出井町<br>698-181    | 学校法人慈光学園           | 平成31年4月1<br>日 |
| しあわせの丘こども<br>園         | 堺市西区上野芝向ヶ<br>丘町4-24-21 | 社会福祉法人ブディ<br>ストハート | 平成31年4月1<br>日 |
| 幼保連携型認定こど<br>も園 晴美台幼稚園 | 堺市南区晴美台1-<br>31-1      | 学校法人泉新学園           | 平成31年4月1<br>日 |
| 認定こども園 新桧<br>尾台保育園     | 堺市南区新檜尾台3<br>-4-1      | 社会福祉法人光陽会          | 平成31年4月1<br>日 |



|         |                                                              |           |           |
|---------|--------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 百舌鳥こども園 | (東園舎) 堺市北区<br>百舌鳥赤畑町5-704<br>(西園舎) 堺市北区<br>百舌鳥赤畑町5-707<br>-2 | 社会福祉法人勇和会 | 平成31年4月1日 |
|---------|--------------------------------------------------------------|-----------|-----------|

2 幼稚園型認定こども園

| 名称                   | 所在地                  | 設置者      | 確認年月日     |
|----------------------|----------------------|----------|-----------|
| 幼稚園型認定こども園<br>園美木幼稚園 | 堺市東区南野田56-1          | 学校法人三木学園 | 平成31年4月1日 |
| 認定こども園 ふな<br>お幼稚園    | 堺市西区浜寺諏訪森<br>町東2-141 | 学校法人三宅学園 | 平成31年4月1日 |

3 小規模保育事業

| 名称                             | 所在地                                | 設置者                | 確認年月日     |
|--------------------------------|------------------------------------|--------------------|-----------|
| ぬくもりのおうち保<br>育 堺駅前園            | 堺市堺区栄橋町1-<br>4-13 PINUS<br>栄橋101号室 | ぬくもりのおうち保<br>育株式会社 | 平成31年4月1日 |
| つどい保育園                         | 堺市中区深井中町<br>1888-14                | 社会福祉法人竹林会          | 平成31年4月1日 |
| ぬくもりのおうち保<br>育 堺高松団地園          | 堺市東区高松122-8<br>-302                | ぬくもりのおうち保<br>育株式会社 | 平成31年4月1日 |
| ニチイキッズはつし<br>ば保育園              | 堺市東区日置荘西町<br>2-19-22               | 株式会社ニチイ学館          | 平成31年4月1日 |
| なるなる保育園                        | 堺市北区常磐町3-<br>7-21                  | 株式会社サンエイプ<br>ラテック  | 平成31年4月1日 |
| 中百舌鳥駅前小規模<br>保育園ほのぼのキッ<br>ズハウス | 堺市北区中百舌鳥町<br>5-6 中百舌鳥駅<br>前ビル1階    | 株式会社AYM            | 平成31年4月1日 |
| 未来保育園 百舌鳥<br>園                 | 堺市北区百舌鳥梅北<br>町5-423-1              | 株式会社未来             | 平成31年4月1日 |
| たあとるほいくえん<br>東三国ヶ丘園            | 堺市北区東三国ヶ丘<br>町5-3-18               | 株式会社たあとる           | 平成31年4月1日 |
| 小規模保育園 スマ<br>イルキッズ             | 堺市北区百舌鳥赤畑<br>町4-324番地              | スマイルキッズ合同<br>会社    | 平成31年4月1日 |

|                    |                        |                |                    |
|--------------------|------------------------|----------------|--------------------|
| R I C ホープ美原保<br>育園 | 堺市美原区南余部西<br>1-1-2-105 | 株式会社パワフルケ<br>ア | 平成 31 年 4 月 1<br>日 |
|--------------------|------------------------|----------------|--------------------|

堺市告示第 1 5 3 号

堺市立フォレストガーデン条例（平成 5 年条例第 2 9 号）第 6 条及び第 1 4 条の使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 委託する歳入の種類  
堺市フォレストガーデン条例第 6 条及び第 14 条に基づく使用料
- 2 委託する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 3 受託者の住所及び氏名  
住所 堺市南区釜室 69 番地 1  
氏名 特定非営利活動法人グリーンカムムロ  
理事長 橋 哲正

公 告

堺市公告第 2 0 2 号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和 4 9 年条例第 3 4 号）第 2 3 条第 2 項及び第 2 4 条 1 項第 2 号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの開館時間、休館日、利用時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第 2 3 条第 3 項（同条例第 2 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

堺市長 竹 山 修 身

第 1 開館時間・休館日

| 施設名    |                  | 種別                                                                                          |                     | 開館時間                                                 | 休館日                                                                                                                                 |
|--------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>階 | 舳松人権歴史館          | 展示場<br>人権資料・図書室                                                                             |                     | 午前 9 時 30 分から<br>午後 6 時 30 分まで                       | (1) 月曜日（その日<br>が国民の祝日に関<br>する法律（昭和 23<br>年法律第 178 号）<br>に規定する休日に<br>当たるときは開館<br>日とする。）<br><br>(2) 12 月 29 日から<br>翌年 1 月 3 日まで<br>の日 |
| 2<br>階 | スポーツ・文化<br>交流ホール | ガイドンスルーム兼<br>視聴覚室、メインホ<br>ール、トレーニング<br>室、学習室 1、学習<br>室 2、学習室 3、多<br>目的室、和室（茶室<br>付）、調理室、音楽室 |                     | 午前 9 時から午後 9<br>時まで                                  |                                                                                                                                     |
| 3<br>階 | 相談ホール            | 総合生活相談（福祉<br>・進路等）、人権相談                                                                     |                     | 午前 9 時から午後 5<br>時 30 分まで<br>午前 9 時から午後 8<br>時まで（水曜日） |                                                                                                                                     |
| 屋<br>外 | 運動広場等            | 運動広<br>場、テ<br>ニスコ<br>ート                                                                     | 10 月～ 3 月           | 午前 9 時から午後 5<br>時まで                                  |                                                                                                                                     |
|        |                  |                                                                                             | 4 月・ 9 月            | 午前 9 時から午後 6<br>時まで                                  |                                                                                                                                     |
|        |                  |                                                                                             | 5 月～ 8 月            | 午前 9 時から午後 7<br>時まで                                  |                                                                                                                                     |
|        |                  | テニスコート兼フッ<br>トサルコート                                                                         | 午前 9 時から午後 8<br>時まで |                                                      |                                                                                                                                     |
|        | 駐車場              | ピロティ駐車場、屋<br>外駐車場                                                                           |                     | 終日                                                   |                                                                                                                                     |

第 2 利用料金

(1) 専用基本利用料金

①スポーツ・文化交流ホール（音楽室を除く。）

| 種別                |        | 時間区分                       |                                 |                                 |                               |                                 |                                 |                               |                                  |                                  |                               |         |        |
|-------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------|--------|
|                   |        | 午前<br>午前 9 時<br>から正午<br>まで | 午後 1<br>午後 1 時<br>から午後<br>3 時まで | 午後 2<br>午後 3 時<br>から午後<br>5 時まで | 午後<br>午後 1 時<br>から午後<br>5 時まで | 昼間 1<br>午前 9 時<br>から午後<br>3 時まで | 昼間 2<br>午前 9 時<br>から午後<br>5 時まで | 夜間<br>午後 6 時<br>から午後<br>9 時まで | 昼夜間 1<br>午後 1 時<br>から午後<br>9 時まで | 昼夜間 2<br>午後 3 時<br>から午後<br>9 時まで | 全日<br>午前 9 時<br>から午後<br>9 時まで |         |        |
| ガイダンスルーム兼視聴覚室     |        | 2,360円                     | 1,850円                          | 1,850円                          | 3,700円                        |                                 | 6,060円                          | 3,290円                        | 6,990円                           |                                  | 9,350円                        |         |        |
| メインホール            | 全面     | 舞台及び電動客席使用                 | 9,460円                          |                                 |                               | 14,190円                         |                                 | 23,650円                       | 11,820円                          | 26,010円                          |                               | 35,470円 |        |
|                   |        | 舞台又は電動客席使用                 | 6,680円                          |                                 |                               | 10,180円                         |                                 | 16,860円                       | 9,460円                           | 19,640円                          |                               | 26,320円 |        |
|                   | 床のみ    | 一般                         | 3,900円                          | 3,080円                          | 3,080円                        | 6,160円                          | 6,980円                          | 10,060円                       | 6,990円                           | 13,150円                          | 10,070円                       | 17,050円 |        |
|                   |        | 生徒等                        | 1,950円                          | 1,540円                          | 1,540円                        | 3,080円                          | 3,490円                          | 5,030円                        | 3,490円                           | 6,570円                           | 5,030円                        | 8,520円  |        |
|                   | 1/2面   | 床のみ                        | 一般                              | 1,950円                          | 1,540円                        | 1,540円                          | 3,080円                          | 3,490円                        | 5,030円                           | 3,490円                           | 6,570円                        | 5,030円  | 8,520円 |
|                   |        |                            | 生徒等                             | 1,020円                          | 820円                          | 820円                            | 1,540円                          | 1,740円                        | 2,560円                           | 1,740円                           | 3,280円                        | 2,560円  | 4,300円 |
| トレーニング室           | 一般     | 1,540円                     | 1,330円                          | 1,330円                          | 2,570円                        | 2,870円                          | 4,110円                          | 3,600円                        | 6,170円                           | 4,930円                           | 7,710円                        |         |        |
|                   | 生徒等    | 820円                       | 720円                            | 720円                            | 1,330円                        | 1,440円                          | 2,050円                          | 1,850円                        | 3,080円                           | 2,460円                           | 3,900円                        |         |        |
| 多目的室              | 椅子・机使用 |                            | 3,080円                          | 2,880円                          | 2,880円                        | 4,110円                          |                                 | 5,650円                        | 5,140円                           | 7,710円                           |                               | 9,250円  |        |
|                   | 床のみ    | 一般                         | 1,540円                          | 1,330円                          | 1,330円                        | 2,570円                          | 2,870円                          | 4,110円                        | 3,600円                           | 6,170円                           | 4,930円                        | 7,710円  |        |
|                   |        | 生徒等                        | 820円                            | 720円                            | 720円                          | 1,330円                          | 1,440円                          | 2,050円                        | 1,850円                           | 3,080円                           | 2,460円                        | 3,900円  |        |
| 学習室 1、学習室 2、学習室 3 |        | 1,640円                     | 1,230円                          | 1,230円                          | 2,460円                        |                                 | 4,100円                          | 2,160円                        | 4,620円                           |                                  | 6,260円                        |         |        |
| 和室（茶室付）           |        | 3,080円                     | 1,950円                          | 1,950円                          | 3,800円                        |                                 | 6,880円                          | 3,080円                        | 6,880円                           |                                  | 9,960円                        |         |        |
| 調理室               |        | 4,110円                     | 3,080円                          | 3,080円                          | 6,160円                        |                                 | 10,270円                         | 5,140円                        | 11,300円                          |                                  | 15,410円                       |         |        |

②スポーツ・文化交流ホール（音楽室）

| 区分  |     | 1 時間 |
|-----|-----|------|
| 音楽室 | 一般  | 510円 |
|     | 生徒等 | 300円 |

③運動広場等

| 区分              |     | 1 時間 |
|-----------------|-----|------|
| 運動広場            | 一般  | 400円 |
|                 | 生徒等 | 200円 |
| テニスコート          | 一般  | 600円 |
|                 | 生徒等 | 300円 |
| テニスコート兼フットサルコート | 一般  | 600円 |
|                 | 生徒等 | 300円 |

備考

- 1 この表の専用基本利用料金には、「(3) 附属設備の利用料金」を除き、照明及び音響設備（テニスコート兼フットサルコートの照明設備を除く。）の料金を含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用の区分に係る専用基本利用料金の10割を専用基本利用料金に加算する。
- 3 テニスコート兼フットサルコートにおいて照明設備を利用する場合は、1時間当たり100円を徴収する。
- 4 ガイダンスルーム兼視聴覚室において、舳松人權歴史館の見学に関して使用しようとする場合は、無料とする。
- 5 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
  - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 6 許可を得て、第1の表に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて準備又は後始末のために使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、専用基本利用料金（第2項の規定を適用する場合については、同項の規定により算定した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

(2) 共用利用料金

| 区分      | 利用料金 |      |
|---------|------|------|
|         | 一般   | 生徒等  |
| 1人1種目1回 | 200円 | 100円 |

備考

- 1 この表において、「1回」とは、館長が別に定める時間帯をいう。
- 2 この表において、「生徒等」の区分は、(1) 専用基本利用料金 備考5の各号に該当する場合のほか、次の※に掲げる障害者及び65歳以上の者が使用する場合にも適用する。

※「生徒等」の対象となる障害者

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規

定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 附属設備の利用料金

| 区分             | 数量 | 利用料金   | 備考                                                         |
|----------------|----|--------|------------------------------------------------------------|
| ピアノ            | 1台 | 5,140円 | 調律料は、含まない。                                                 |
| 指揮台            | 一式 | 300円   | 譜面台付                                                       |
| ひな壇            | 一式 | 2,050円 |                                                            |
| マイクロホン         | 1本 | 1,020円 |                                                            |
| ワイヤレスアンプ       | 1式 | 510円   | CDプレーヤー、カセットテーププレーヤー付                                      |
| カセットテーププレーヤー   | 1台 | 1,020円 | カセットテープは、含まない。                                             |
| CDプレーヤー        | 1台 | 510円   | CDは、含まない。                                                  |
| MDプレーヤー        | 1台 | 1,020円 | MDは、含まない。                                                  |
| ビデオプロジェクター     | 1台 | 2,050円 | 再生機器は、含まない。                                                |
| ブルーレイプレーヤー     | 1台 | 1,020円 | ブルーレイディスクは、含まない。                                           |
| ピンスポットライト      | 1台 | 2,050円 |                                                            |
| 照明セット          | 1式 | 6,170円 | セット内容<br>シーリングスポットライト1組<br>ボーダーライト1組<br>ホリゾントライト1組         |
| セーフティマット       | 1枚 | 510円   |                                                            |
| フロアーシート        | 1枚 | 50円    |                                                            |
| カラーマット (10枚1組) | 1組 | 300円   |                                                            |
| ストップウォッチ       | 1個 | 100円   |                                                            |
| スポーツタイマー       | 1台 | 510円   |                                                            |
| 得点板            | 1台 | 100円   |                                                            |
| バスケットボール器具     | 1式 | 510円   | ゴール1組、得点板1台                                                |
| バドミントン器具       | 1式 | 100円   | ポール・ネット1組                                                  |
| バレーボール器具 (練習用) | 1式 | 300円   | ポール・ネット1組、得点板1台                                            |
| バレーボール器具 (試合用) | 1式 | 510円   | ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組                      |
| バレーボール器具 (線審旗) | 1組 | 50円    |                                                            |
| 審判台 (バレーボール用)  | 1台 | 200円   |                                                            |
| 卓球器具           | 1式 | 100円   | 卓球台・ネット・ネットサポート1組                                          |
| 卓球用フェンス        | 1枚 | 30円    |                                                            |
| レクリエーション器具     | 1式 | 510円   | ドッジビー19枚、なわとび (長・短)、ふわふわボール3個、ショートテニス器具 (ポール・ネット、ラケット、ボール) |
| フットサル用簡易ゴール    | 1組 | 300円   | 2台1組                                                       |
| 長机             | 1脚 | 50円    |                                                            |
| 補助椅子           | 1脚 | 20円    |                                                            |

|         |      |      |  |
|---------|------|------|--|
| コインロッカー | 1 か所 | 100円 |  |
|         | 1 日  |      |  |

備考

- 1 この表の利用料金については、それぞれの区分ごとに1回徴収するものとする。この場合において、「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後1（午後1時から午後3時まで）、午後2（午後3時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、コインロッカーについては、これを適用しない。
- 2 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。
- 3 「(1) 専用基本利用料金」及び「(2) 共用利用料金」に掲げる「生徒等」の区分は、適用しない。
- 4 長机2脚、補助椅子5脚までの使用料は徴収しない。

(4) 駐車場利用料金

| 利用時間       | 金額                                          |
|------------|---------------------------------------------|
| 1 時間まで     | 無料                                          |
| 1 時間を超える場合 | 1 時間を超える時間につき、1 時間までごとに100円<br>(大型車等は、500円) |

備考

- 1 この表において「大型車等」とは、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する大型自動車又は中型自動車をいう。
- 2 利用時間 12 時間までの駐車場利用料金を最大 800 円（大型車等は、1,000 円）とする。



## 堺市公告第 203 号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和 49 年条例第 34 号）第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第 2 項において準用する同条例第 23 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 臨時休館日 平成 31 年 5 月 3 日（金）  
平成 32 年 3 月 31 日（火）
- 2 臨時休館の理由 全館停電を伴う電気設備の法定点検  
施設安全点検・整備  
展示資料・図書資料の整理

## 堺市公告第 204 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定に基づき、南部大阪都市計画下水道事業（南大阪湾岸北部流域下水道事業）の計画の変更に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 縦覧場所  
堺市上下水道局本庁舎 2 階 上下水道局下水道部下水道事業調整課  
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁 39 番地 2  
連絡先 072-250-5107

2 縦覧期間

平成 31 年 4 月 13 日から事業施行期間の終了の日まで  
(午前 9 時から午後 5 時 30 分まで)